富山市民プラザホール使用料

■ アートギャラリー

(加算額10%を含む総額表示 単位:円)

種別	入場料区分	曜日等区分	日 額(9-21時)(円)			
1生 刀リ			А	В	С	
営利を目的としない 芸術・文化の催物	全日(所定額)	全日(所定額)	22,110	8,800	12,540	
	1,001円~2,000円	全日(30%加算)	28,740	11,440	16,300	
	2,001円~3,000円	全日(50%加算)	33,170	13,200	18,810	
	3,001円以上	全日(80%加算)	39,800	15,840	22,570	
	仕込・リハーサル	全日(30%相当額)	6,630	2,640	3,760	
	冷暖房料		4,420	1,760	2,510	
その他の催物	全日(所定額)	全日(所定額)	66,330	26,400	37,620	
	1,001円~2,000円	全日(30%加算)	86,230	34,320	48,910	
	2,001円~3,000円	全日(50%加算)	99,500	39,600	56,430	
	3,001円以上	全日(80%加算)	119,390	47,520	67,720	
	仕込・リハーサル	全日(30%相当額)	19,900	7,920	11,290	
	冷暖房料		13,270	5,280	7,520	

■ギャラリーD

■ キャノリー _ロ										
種別	入場料区分	曜日等区分	日 額(9-21時)(円)							
営利を目的と しない芸術・ 文化の催物	全日(所定額)	全日(所定額)	日額 12,320							
	1,001円~2,000円	全日(30%加算)	日額 16,020							
	2,001円~3,000円	全日(50%加算)	日額 18,480							
	3,001円以上	全日(80%加算)	日額 22,180							
	仕込み・リハーサル	全日(30%相当額)	日額 3,700							
	冷暖房		2,460							
その他の 催物	全日(所定額)	全日(所定額)	日額 36,960							
	1,001円~2,000円	全日(30%加算)	日額 48,050							
	2,001円~3,000円	全日(50%加算)	日額 55,440							
	3,001円以上	全日(80%加算)	日額 66,530							
	仕込み・リハーサル	全日(30%相当額)	日額 11,090							
	冷暖房		7,390							
会議・研修 その他これらに類するもの	入場料区分	使用時間区分	9-12時	13-16時	17-21時	9-16時	13-21時	9-21時	超過1時間	
	所 定 額	所 定 額	4,840	4,840	6,270	10,230	10,780	12,320	1,730	
	1,001円~2,000円	30%加算	6,290	6,290	8,150	13,300	14,010	16,020	2,250	
	2,001円~3,000円	50%加算	7,260	7,260	9,410	15,350	16,170	18,480	2,600	
	3,001円以上	80%加算	8,710	8,710	11,290	18,410	19,400	22,180	3,110	
	仕込み・リハーサル	30%相当額	1,450	1,450	1,880	3,070	3,230	3,700	520	
	冷暖房		970	970	1,250	2,050	2,160	2,460	350	

※アンサンブルホール、マルチスタジオ、AVスタジオ、アートギャラリーについて、1日の使用時間帯すべてを仕込、リハーサル、搬出入のみで使用する場合は、所定額(休日の場合は、休日料金)の30%に相当する額とします。(10円未満を四捨五入し、10円単位としています。)

※ギャラリーDについて、展示等で1日の使用時間帯すべてを仕込、リハーサル、搬出入のみで使用する場合は、所定額(休日の場合は、休日料金)の30%に相当する額とします。また、会議・研修その他これらに類するもので使用する場合は、使用時間帯区分による金額欄の金額を適用します。

※超過料金は搬出等でやむをえず超過した場合に限ります。

※入場料等を徴収する催物は、右下のとおり使用料が加算されます。

- ●冷房期間 6月15日~9月30日
- ●暖房期間 11月15日~翌年3月31日

入場料等の料金	加算額	備考	
1,001円~2,000円	所定額(休日等の場合は、休日料金)の30%	7 18 Vol 2 White 2 7 18 A I-	
2,001円~3,000円	所定額(休日等の場合は、休日料金)の50%	入場料を徴収する場合に おいて使用者が表示する 入場料の最高額をもって 区分します。	
3,001円以上	所定額(休日等の場合は、休日料金)の80%	E/1044 .	